

第6部 許可済み等の取り扱いについて

I. 許可済み等の取り扱い

1 許可済み等の取り扱いについて

改正条例は令和7年4月1日（和歌山市以外の地域については令和7年5月26日）から施行されるため、この時点より早く工事着手している場合は、改正前の条例による構造基準等が完了まで適用されます。宅地造成及び特定盛土等規制法による区域の指定日以降に工事着手となる場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法が適用されることから、許可又は申請を廃止又は取り下げた後に、構造部分等の書類を除いた申請書を出し直す必要があります。



